

INFORMATION

お知らせ &ご案内 1月

瀬戸内しまなみ大学 付属小学校 講座開催

講座

「おのみち帆布クラフトと座禅体験、にぎり仏づくり」(帆布を使って下敷きやコースターなどを作るおのみち帆布のクラフト講座、天寧寺での座禅、持光寺でのにぎり仏づくりなどを体験します。小学生とその保護者を対象とした講座です。)

■日時 2月21日(土)

13時30分～16時30分

■場所 工房おのみち帆布

■定員 30名程度

■参加費 500円

(しまなみ大学入学金・協賛金としていただきます)

■締切 2月6日(金)

■申込み問合せ先

〒722-8501

尾道市久保1丁目15-1

尾道市政企画課「しまなみ体験講座係」

TEL 0848-2517316

Fax 0848-372740

E-mail

kikaku@city.onomichi.hiroshima.jp

hima.jp

はがき又はファックス・メールで申込みください。

県営住宅入所者募集

県営住宅の補欠入居(空家待ち)申込の受付を行います。

募集対象

唐子団地など今治市内6団地に空家が生じた場合の入居予定者募集

申込資格

◎同居親族があること(高齢者、身体障害者の方などを除く)

◎現に住宅に困窮していること

◎世帯の収入が基準以下であること

◎入居申込者及び同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

■申込受付期間

平成21年2月2日(月)～

10日(火) 8時30分～17時

■申込受付場所

今治市旭町1丁目4-9

愛媛県東予地方局今治土木

無料児童相談窓口

事務所管理課建築指導係
TEL 0898-2312500

子供さんやご家庭での心配事、悩み事等でお困りの方は何時でも(24時間受付)ご相談をお受けしています。

問合せ先

宇和島市総合福祉センター

2階こども家庭支援センター「みどり」

TEL 089512612282

又は2283

お気軽にご利用ください。親切丁寧に対応いたします。利用料は児童福祉法の認可施設

1月の潮汐表

日	潮	高 潮				低 潮			
		時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位
1(木)	中	1:20	278	14:14	325	7:41	41	20:26	105
2(金)	中	2:03	278	14:47	316	8:19	56	21:03	97
3(土)	小	2:53	274	15:27	304	9:02	75	21:48	91
4(日)	小	3:52	269	16:13	291	9:53	98	22:41	85
5(月)	小	5:04	266	17:09	279	10:56	122	23:43	77
6(火)	長	6:26	271	18:14	270	—	—	12:16	139
7(水)	若	7:46	287	19:22	269	0:54	63	13:45	144
8(木)	中	8:55	311	20:27	275	2:03	44	15:04	136
9(金)	中	9:53	336	21:26	288	3:06	20	16:05	120
10(土)	中	10:44	358	22:19	302	4:01	-3	16:56	103
11(日)	大	11:29	373	23:09	315	4:51	-20	17:40	87
12(月)	大	12:12	380	23:56	324	5:37	-30	18:22	74
13(火)	大	—	—	12:53	378	6:22	-30	19:03	65
14(水)	大	0:42	327	13:32	369	7:05	-19	19:43	60
15(木)	中	1:28	323	14:11	353	7:47	2	20:23	59
16(金)	中	2:15	313	14:50	331	8:30	32	21:06	63
17(土)	中	3:06	296	15:30	307	9:15	66	21:51	70
18(日)	小	4:05	277	16:13	282	10:04	103	22:44	79
19(月)	小	5:16	261	17:04	258	11:05	138	23:47	85
20(火)	小	6:43	253	18:07	240	—	—	12:32	163
21(水)	長	8:13	260	19:21	230	1:03	86	14:22	170
22(木)	若	9:24	276	20:29	231	2:18	78	15:41	161
23(金)	中	10:14	293	21:25	239	3:17	64	16:30	148
24(土)	中	10:52	307	22:09	250	4:03	50	17:06	135
25(日)	中	11:22	319	22:46	264	4:41	38	17:34	122
26(月)	大	11:49	328	23:21	278	5:15	28	18:00	108
27(火)	大	12:15	334	23:55	291	5:46	20	18:25	95
28(水)	大	—	—	12:41	337	6:17	17	18:51	82
29(木)	中	0:29	301	13:09	337	6:48	19	19:19	70
30(金)	中	1:06	307	13:38	332	7:21	28	19:50	60
31(土)	中	1:45	308	14:10	323	7:57	43	20:26	54

※この潮汐表は、尾道港を基準港として計算した弓削港のものです。

放送大学4月入学生募集

放送大学はテレビなどの放送により授業を行う通信制の大学です。働きながら学んで大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で、幅広い世代の方が学んでいます。ただいま平成21年4月入学生を募集しています。詳しい資料を無料で送付いたしますので、お気軽にお問合せください。



◎募集学生の種類

【教養学部】

科目履修生(6か月在学し、希望する科目を履修)
選科履修生(1年間在学し、希望する科目を履修)
全科履修生(4年以上在学し、卒業を目指す)

【大学院】

修士科日生(6か月在学し、希望する科目を履修)
修士選科生(1年間在学し、希望する科目を履修)

◎出願期間 平成21年2月28日(土)まで

◎問合せ先 放送大学愛媛学習センター

TEL 089-923-8544 URL <http://www.u-air.ac.jp>

平成21年

上島町消防出初式

■日時 1月25日(日)
午前10時15分～

■場所

弓削小学校グラウンド
(雨天の場合は、弓削体育館)

■内容

- ・小型ポンプ操法
- ・ポンプ車操法
- ・分列行進等

日頃、訓練している消防団員の成果が披露されます。

※生名・岩城・魚島地区からは、当日別船が出ますので、ご利用ください。



凧あげは楽しく、安全に！

～電気災害事故防止～

☆凧あげは近くに電線などのない広い場所でやりましょう。

☆万一、凧が電線にかかったら、絶対に自分で取ろうとしないで、必ずお近くの中国電力までお知らせください。

☆電線には絶対にさわらないようにしましょう

【問合せ先】中国電力(株)尾道営業所
TEL 0120-512-167

住民基本台帳の閲覧状況を公表します

平成18年11月から住民基本台帳法が改正され、公益性が高く、町長が申し出を認める場合に限り住民基本台帳の閲覧が可能になっています。(ダイレクトメールや営業目的などでの閲覧は禁止されています。)

また、同法の規定により、上島町における1年間の閲覧状況を次のとおり公表します。

■公表対象期間

平成19年11月1日～平成20年10月31日

■閲覧件数

0件

上島町農業委員会選挙人名簿

登載申請書提出について

農業委員会では、毎年、農業委員の選挙権及び被選挙権を有する者の名簿を1月1日の状況で整備しています。この選挙人名簿に登載されていない者は、農業委員に投票または立候補することができません。

資格がある方は期日までに所定の場所へ提出してください。

■名簿に登載できる人(資格要件)

- ・町内に住所を有し、年齢が20歳以上の方(平成元年4月1日以前の出生者)
- ・10a以上の農地を耕作している方及び同居の親族又は配偶者で、耕作従事日数が年間60日以上の方

■提出期限

平成21年1月10日(土)

■申請書の提出先及び問合せ先

上島町各総合支所農業委員会事務局
(岩城地区：産業振興課、

弓削・生名・魚島地区：産業建設課)

昨年、選挙人名簿登載申請があった方には申請書を郵送しています。資格要件を有する方で申請書が郵送されていない方は各農業委員会事務局までお問合せください。



障害者職業訓練生の募集

兵庫県伊丹市にある国立県営 兵庫障害者職業能力開発校では、平成21年度訓練生(4月入校生)を募集します。

■募集対象者

身体障害者(①障害の症状が固定している②就業の意志を有し、職業的自立が可能である③訓練及び日常生活に支障がなく、集団生活に適應できる④履修に必要な習得能力と意欲がある)以上の条件を満たしている方)

■募集科目と募集定員

《1年制》

OAシステム科	14名
グラフィックアート科	13名
情報ビジネス科	12名
インテリアCAD科	7名

《6ヶ月制》

オフィスワーク事務科 12名

■受付期間 1月22日(木)まで

■選考日 2月4日(水)

■合格発表日 2月13日(金)

授業料は無料です。(ただし、教科書代等は自己負担)通学が困難な方については、校内に寮設備があります。

■連絡先

〒644-0845

兵庫県伊丹市東岡4丁目8

国立県営

兵庫障害者職業能力開発校

TEL 072-782-3210

Fax 072-782-1708

新春走り初め大会

■日時 平成21年1月1日 6時30分～

■場所 生名体育館集合

地域の仲間と一緒に初日の出を満喫！

～皆さんお気軽にご参加ください～

平成21年上島町成人式

■日時 平成21年1月3日 10時40分～

■場所 せとうち交流館

■内容 式典、記念イベント、祝賀会他

祝成人

新成人の皆さんのご出席をお待ちしています

かみじま音楽祭 in いきな

実行委員会メンバー募集中！

あの感動を！生名島で再現！

かみじま音楽祭in岩城の感動から、はや1年。今度は生名島の元気印を大いにアピールすべく“かみじま音楽祭inいきな”を開催いたします。

平成22年の生名橋完成後には、かみじまの表玄関となる生名島。かみじまの顔として、この島のすばらしさを全国に知って頂くため、生名島の有志が立ち上がろうとしています。この一大イベントを実現するため、感動と苦労を分かちあえる“かみじまの仲間”を募集いたします。ボランティアスタッフとしてご協力いただける方は、以下までお申込みください。

【申込・問合せ先】

かみじま音楽祭実行委員会（上島町生名総合支所総務課内）

TEL 0897-76-3000

上島町弓削総合支所企画情報課 TEL 0897-77-2500

離島人材育成基金助成事業

～あなたの島の新しい地域づくりをサポートします～

1 応募対象

離島に在住している人、もしくは離島で活動しているグループ・団体等とします。

2 助成対象事業

■本年度の助成対象事業は以下の事業で、離島の人材育成のための事業とします。

- (1) 離島の産業振興に係る事業
- (2) 離島の生活・文化・福祉の向上に係る事業
- (3) 他地域との交流推進に係る事業
- (4) その他人材育成に必要な事業

■応募できる事業は、自ら新たに取り組む事業とします。

※既存の事業や、運動会・祭り・盆踊りなどの毎年の通常の行事、政治・宗教・営利を目的とする事業は対象となりません。

※国または都道府県から補助金を受けている事業、または受けようとしている事業は応募できません。

3 助成金額

本年度助成額は、助成金支給対象経費の3分の2以内（千円未満の端数切り捨て）で、1事業につき100万円を限度額とします。

※食糧費並びに備品購入費等は助成金支給対象経費になりません。

4 応募期間

平成21年2月9日（月）までとします。

5 審査及び事業決定

応募頂いた事業は運営委員会で審査します。

審査結果は役場を通じて通知します。

6 事業実施期間

平成21年4月1日（水）から平成22年2月28日（日）までとします。

7 応募方法

役場の担当窓口においてある支給申請書ならびに助成事業計画書を作成のうえ、期日までに役場の担当窓口まで提出してください。

8 その他

■助成事業に決定された方・団体へは、別途実施要綱をお送りいたします。

■本助成事業に関するお問合せは、財団法人日本離島センター総務部（TEL 03-3591-1151）までお願いいたします。



しまなみ海道10周年記念事業における地域活動への支援について

5月1日にしまなみ海道が開通10周年を迎えることから、4月29日(水・祝)～10月25日(日)の記念事業期間中、沿線地域で様々なイベントが開催されます。

しまなみ海道10周年記念事業愛媛県実行委員会では、当地域で活動するグループが記念事業開催期間中に実施する自主企画事業等を対象に、以下の支援を行います。

	自主企画広報支援事業	自主企画事業推進補助金
支援内容	○広報ツールへの掲載 ○ロゴマークの使用 ○後援名義の使用	1 グループあたり50万円を限度に補助 ※補助対象経費 自主企画事業を実施するために必要な事業経費
申請期間	○随時受付 ※パンフレット掲載における申請期限 平成21年2月27日(金) 15:00必着	平成21年1月19日(月)～ 平成21年2月20日(金) 15:00必着

詳細は、しまなみ海道10周年記念事業愛媛県実行委員会事務局今治事務所までお問合せいただくかホームページをご覧ください。

しまなみ海道10周年記念事業愛媛県実行委員会事務局今治事務所 (担当: 藤原、中田)

※ 愛媛県東予地方局今治支局商工観光室内

TEL: 0898-23-2500 (内線311) FAX: 0898-22-8598

E-mail: nakata-hisao@pref.ehime.jp

しまなみ海道10周年記念事業ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/>

20歳になったら国民年金

国民年金の加入者は次の3種類です。

○第1号被保険者 自営業、農業、学生等20歳以上60歳未満の方

○第2号被保険者 厚生年金保険、共済組合に加入している方

○第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方

※20歳の前月に社会保険事務所から加入勧奨状(加入のおしらせ)が送付されますので必ずご回答ください。

第1号被保険者・第3号被保険者に該当する方は、必ず加入手続きが必要です。

国民年金第1号被保険者の加入手続きは、お住まいの上島町役場国民年金担当窓口で直接手続きください。

国民年金第3号被保険者の加入手続きは、配偶者のお勤め先の事業主へ届出ください。事業主経由で社会保険事務所へ提出されます。

(第2号被保険者は、本人からの加入手続きは不要です。)

加入手続きを済ませますと、年金手帳が交付されます。この手帳は、就職、離職をしたときや年金を受けるときなど、一生を通して使うため大切に保管してください。

毎月の保険料はいくら?

国民年金(第1号被保険者)の保険料(定額)は、月額14,410円です。※平成20年度の額

なお、保険料をまとめて前払いすることにより割引される前納制度もあります。

保険料の納付が困難な方は:

20歳になって、所得が少なく保険料を納めることが困難な方については、「学生納付特例制度」「若年者納付猶予制度」などの保険料免除制度を利用することができます。

所得の少ない若年層(20歳代で学生以外)の方や所得のない学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができないこと等を防止するため、本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

《お問合せ先》

社会保険事務所または、

上島町役場各総合支所

国民年金担当係まで

国保税及び長寿医療制度 (後期高齢者医療制度)

の保険料のお支払いについて

来年度から「年金からのお支払い」と

「口座振替」の選択制となります

国保税及び長寿医療制度の保険料につきまして、口座振替でのお支払いを希望される方は、各総合支所住民課の窓口で手続きができます。

1月30日までに手続きしていただくと、平成21年4月の年金からのお支払いが中止され、7月から口座振替によりお支払いいただくことになります。(お支払いいただく保険料の総額は変わりません。)

※被保険者ご本人、世帯主、配偶者のいずれかの口座からお支払いいただけます。

※2年間、国民健康保険税の滞納がなかった世帯の方に限ります。

※上記の期限を過ぎても手続きはできますが、年金からのお支払いの中止時期は窓口でご確認ください。

ご注意ください

1 手続きに際しては、口座振替依頼書の提出が必要です。①振替口座の預金通帳、②通帳のお届け印、③保険証をご持参ください。

2 世帯主又は配偶者の口座からのお支払いに変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替により支払った方に適用されます。これにより、世帯全体の所得税や住民税が減額となる場合がありますので、十分ご注意ください。

問い合わせ先 上島町各総合支所 住民課

住宅用火災警報器の悪質な訪問販売に気をつけて！

●住宅用火災警報器の設置の義務化

平成16年の消防法改正により、一般住宅にも火災警報器の設置が義務づけられています。新築住宅については平成18年6月1日から設置が義務付けられ、既存住宅については、平成23年6月1日までの、各市町の条例で定める日までとなっています。

この制度改正に便乗した、悪質な訪問販売による消費者被害が全国的に発生しておりますので、ご注意ください。

●こんな販売方法には注意！

- ☆「消防署の方から来ました」「消防署から委託されて、地域を回っています」などと、消防署員のような服装や言動で訪問し、販売をする業者がいます。
- ☆「設置が義務化され、今すぐに取り付けしないと法律に違反し罰金が科せられますよ」「隣近所もみんな購入しましたよ」などと言って、消費者の不安をおおって契約させます。
- ☆「警報器を取り付けるには資格が必要です」などと言って、市価よりも高い価格で商品を売りつけることもあります。

●トラブルを防ぐために

- ☆公的機関の職員(市町・消防署)が個人宅を訪問して、火災警報器等の斡旋や販売をしたり、特定の業者に販売を委託することはありません。
- ☆「今なら格安で設置できます」などと、契約を急がせる業者には特に注意が必要です。
- ☆住宅用火災警報器は、家電量販店やホームセンターで数千円から1万円前後で販売されています。

また、自分で取り付けできるものもあります。

☆万が一、訪問販売で契約してしまった場合でも、クーリング・オフができます。

●警報器の設置場所

☆設置場所は、原則として寝室と寝室がある階の階段となっていますが、詳しくは事前に最寄の消防署にご確認ください。

【消費生活に関する相談窓口】

愛媛県消費者生活センター TEL 089-925-3700

FAX 089-946-5539 e-mail: seikatu-center@pref.hime.jp

岩城総合支所産業振興課 TEL 089-775-2500

せとうち交流館 TEL 089-777-2252

生名総合支所産業建設課 TEL 089-776-3000

魚島総合支所産業建設課 TEL 089-778-0011

